

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	日高市（北海道）	恵那市（岐阜）	和泉市（大阪）	相模原市（神奈川）	大牟田市（福岡）
	瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱	審議会等の設置及び委員の選任等に関する指針	各種委員の選任等に関する規程	審議会等の設置及び運営に関する規則	審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針	審議会等の設置運営及び公開に関する要綱
委員定数	別表に掲げる定数 ※各所管課毎に定めている ・15人～20人以内が多い	審議会等の委員数は、15人以内において当該審議会等の設置目的に照らし必要最小限にするものとする。ただし、法令等により委員数の定めがある場合は、この限りでない。				(3) 法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、審議会等の委員の数が 20人以内 の必要最小限であること。
委員選出区分	(1) 広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。					
公募制度	(2) 委員の公募制度の積極的な導入を図り、1つの審議会等の委員数(以下「総委員数」という。)の 2割以上 の委員を目標とする。ただし、公募委員が公募による定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。	(1) 公募による選任が適当と認められる審議会等の委員にあっては、公募に努めるものとする。 (2) 公募による審議会等の委員の選任に関しては別に定めるところによる。	第4条 各種委員の選任等に当たっては、広く人材を登用するため、公募又は推薦等多様な方法の選択に努めるものとする。	(4) 次条第1項各号に該当する審議会等を除き、公募の委員(以下「公募委員」という。)の選任を行うこと。	(委員の公募制) 第6条 審議会等の設置に当たっては、設置目的、所掌事項等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。導入する場合における委員数、公募の方法その他の扱いについては、相模原市審議会等の委員公募要綱(平成11年4月1日施行)の定めるところによる。	(1) 原則として、公募等による委員を1人以上任命すること。
兼職制限	公募枠応募資格のみで制限	同一人が兼職できる審議会等の数は3以内とする。ただし、公共的団体等の職にある者を委員に選任している場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。	(1) 同一人が兼ねて就くことのできる職の数は、おおむね3以内とする。	(5) 本市の他の審議会等の委員との重複については、 原則5機関を上限 とすること。	(2) 審議会等の兼職数は、原則として 3審議会等以内 とする。ただし、本市の常勤の特別職については、この限りでない。	(9) 同一の者が 4以上 の審議会等の委員を兼任しないこと。
任期・再任	・通常 1年～2年 ・計画策定・報告・審議終了までのものあり ・再任の制限なし	審議会等の委員を再任しようとする場合において、再任の日における当該審議会等の委員の在任期間が通算で10年を超えるときは、これを行うことができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 専門的な知識又は経験を有する者から選任する場合において、他に適任者が見当たらないとき。 (2) 前号に定めるもののほか、特別な理由があるとき。	(2) 同一職の在職年数は、おおむね 3期又は12年のうちいずれか少ない期間を上限 とする。	(2) 再任する場合にあっては、 在職年数が10年に満たない こと。ただし、審議会等の所掌事務に関連を有する団体からの代表を委員に充てる必要がある場合、専門的な知識経験を有する者が他に得られない場合その他任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。	(1) 委員を再任する場合は、原則として その在任期間が引き続き10年を超えない ものとする。ただし、その者が本市の常勤の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものであって他の者に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。	(7) 委員の任期については、 原則として2年以内 とすること。 (8) 委員を再任する場合は、 在任期間が通算して8年 を超えないこと。
年齢制限等	無し		(3) 委員の年齢は、おおむね75歳未満とする。			
市職員の制限	公募枠応募資格のみで制限	(1) 市議会議員及び市の職員は、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。ただし、法律又は条例に定めがある場合は、この限りでない。 (2) 退職した市の職員は、原則として退職後2年を経過するまでは審議会等の委員に選任しないものとする。		(職員の参画の制限) 第9条 審議会等の委員については、機関の独立性の確保及び審議の活性化を図るため、法令若しくは条例に定めがある場合又は当該審議会等の性質に照らし、やむを得ないと認められる場合を除き、本市の常勤の職員(特別職の職員を含む。)を選任しないものとする。	(3) 法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、 原則として一般職の職員は審議会等の委員に選任しない ものとする。	(5) 本市の職員を任命しないこと。

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	日高市（北海道）	恵那市（岐阜）	和泉市（大阪）	相模原市（神奈川）	大牟田市（福岡）
市議会議員からの選出制限	公募枠応募資格のみで制限	(1) 市議会議員及び市の職員は、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。ただし、法律又は条例に定めがある場合は、この限りでない。				
団体推薦等	無し					(2) 関係団体の推薦により委員を任命する場合は、 <u>当該団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう推薦依頼に当たって配慮すること。</u>
女性委員の登用	(3) 女性委員の積極的な登用を推進し、総委員数の概ね <u>3割以上となるよう努めるものとする。</u>	審議会等の委員のうち女性委員の割合は、一つ の審議会等の定数の10分の3以上となるように 努めるものとする。	(4) 同一委員会等における男性又は女性の少 ない方の構成比は、 <u>おおむね3割を下限</u> とす る。	(3) 女性委員の選任に当たっては、男女共同 参画行動計画（オアシスプラン）の趣旨にかん がみ、委員総数の <u>少なくとも33パーセントは 女性委員となるよう努め</u> ること。		(4) 男性委員及び女性委員の数は、委員総数に 占める当該委員の比率がそれぞれ <u>3.5%未満と ならないよう努めること。</u>
その他特記事項						(運営) 第 6 条 審議会等の運営に当たっては、次の各 号に掲げる事項に留意するものとする。 3(1) 効率的・効果的な審議等のため、委員に対 し事前に資料配布を行う等審議事項についての 情報提供を行うこと。 (2) 形骸化した審議会等とならないよう審議会 等の開催の必要性について十分検討するととも に、審議会等を開催する場合は、審議事項や問 題点、課題等を明確にし、活発な審議等を行う こと。 (3) 委員が審議会等に参加しやすい開催時間を 設定するなど環境の整備について配慮すること。
設置・廃止・統合		11 審議会等委員名簿 (1) <u>審議会等の庶務を担当する課等の長は、 審議会等の委員を選任したときは、別記様式の 審議会等委員名簿を作成し、直ちに企画課に送 付するものとする。</u> (2) 審議会等委員名簿の管理は、企画課にお いて一元管理するものとする。			(審議会等の必要性の検討) 第 4 条 審議会等の必要性の検討に当たっては、 次の事項に留意するものとする。 (1) 審議会等を設置しようとする場合におい ては、設置目的の類似する審議会等 の設置を防ぐため、既設の審議会等の所掌事務 を拡大し、必要に応じて部会を 設置するなど、十分検討するものとする。 (2) 既設の審議会等については、開催回数が 年 1 回以下の審議会等を対象に見直 しを行い、廃止又は随時の設置を検討する。た だし、表彰対象者の選考を目的 とした審議会等など、本来開催回数が年 1 回程 度のもの、この限りでない。	(廃止又は統合) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する審議会 等については、廃止を検討す るものとする。 2. (1) 既にその役割を終えたもの。 (2) 活動実績が少なく、又は活動内容が形式的 で、設置効果が乏しいもの。 (3) 他の行政手段により目的の達成、課題の解 決等が図れるもの。 2 設置目的もしくは所掌事務が重複し、又は類 似している審議会等につ いては、統合を検討するものとする。 3 審議会等を廃止し、又は統合する場合は、審 議会等廃止・統合報告書（様 式第 2 号）により市長に報告しなければならない。

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	茅ヶ崎市（神奈川）	伊勢原市（神奈川）	米子市（鳥取）	三木市（兵庫）
	瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱	審議会等設置運営要綱	審議会等の在り方に関する基本方針	米子市審議会等委員選任基準	審議会等委員の選任に関する指針
委員定数	別表に掲げる定数 ※各所管課毎に定めている ・15人～20人以内が多い	2 審議会等の委員の数は、 15人以内 とする。 ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。	原則として、 20人以下 とする。		
委員選出区分	(1) 広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。			審議会等の委員の選任に当たっては、市民各層又は市内外を問わず優れた知識経験を有する者からの幅広い意見を市政に反映させるため、多様な人材の登用に努めることとし、特に女性委員の登用推進については、男女共同参画社会の実現を図る観点から、当面の最優先事項として配慮するものとする	
公募制度	(2) 委員の公募制度の積極的な導入を図り、1つの審議会等の委員数(以下「総委員数」という。)の 2割以上 の委員を目標とする。ただし、公募委員が公募による定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。	第5条市民のうちから選任する委員(以下「市民委員」という。)は、公募の方法によるものとする。	(2) 委員の公募制の導入 審議会等の設置目的、性格等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。		原則として委員総数の 3割以上 を公募により選任するものとする。 なお、特別な事情により公募委員が3割以上とまらない場合は、その理由を明らかにする。 また、委員構成を検討し、安易に定数の増加につながらないように配慮する。
兼職制限	公募枠応募資格のみで制限			審議会等の委員を他の審議会等の委員に重複して選任する場合は、原則として 4件以内 とする。ただし、法令に基づく充て職としての委員その他の人選に関し任命権者の裁量権が及ばないものについては、これを当該件数には含めないものとする。	公正かつ幅広く意見等を聴取するため及び委員が職務を十分に果たせるよう、 既に本市の他の審議会等の委員に委嘱及び任命されている者は、原則選任しない。 ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当者がいない場合、その他特別な事情が認められる場合は、 二委員に対して最高5件まで兼務できる。
任期・再任	・通常 1年～2年 ・計画策定・報告・審議終了までのものあり ・再任の制限なし	5 委員の任期は、 おおむね2年 を限度とする。	(2) 委員の再任の制限 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き 10年を超えない ものとする。ただし、市の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものが余人に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。		
年齢制限等	無し			審議会等への青年層委員（ おおむね50歳未満の年齢の者をいう。 ）の登用については、 その積極的な推進に努めるものとする。	委員の 年齢構成に偏りがないよう配慮 するとともに、必要に応じて、委員構成の 地域性についても配慮 する。
市職員の制限	公募枠応募資格のみで制限	4 市議会の議員及び市の職員は、委員に選任しない ものとする。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。	(5) 議員及び市職員の扱い 法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、議員及び一般職の 市職員は審議会等の委員としない。	市職員からは、審議会等の委員を選出しない ものとする。ただし、法令に定めがあるもののほか、真に委員として参画する必要があると認められるものにあつては、この限りでない。	公募の応募資格のみで制限

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	茅ヶ崎市（神奈川）	伊勢原市（神奈川）	米子市（鳥取）	三木市（兵庫）
市議会議員からの選出制限	公募枠応募資格のみで制限	4 市議会の議員及び市の職員は、委員に選任しないものとする。 ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。	(5) 議員及び市職員の扱い 法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、議員及び一般職の 市職員は審議会等の委員としない。	市議会議員からは、審議会等の委員を選出し、ないものとする。 ただし、法令に定めがあるもの及び特別の事情があるものについては、この限りでない。	
団体推薦等	無し			審議会等の委員の特定団体からの選出は、当該審議会等が特定団体との連絡調整的機能を実態として併有している場合に限り行うこととし、この場合にあっても、関係団体が複数あるときは任期ごとに団体を替え、又は 団体の代表者をその長に特定しないなど団体及び委員の固定化を極力避けること	充て職による同一人物の委員兼務を回避し、幅広く意見等を聴取するため、関係団体から選任する場合は、当該団体の長等特定の者に限らず、広く構成員の中から推薦を受ける
女性委員の登用	(3) 女性委員の積極的な登用を推進し、総委員数の概ね 3割以上となるよう努めるものとする。	3 男及び女の委員の割合は、それぞれ 5割 となるよう努めるものとする。	(3) 委員の構成比 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が 委員総数の10分の4未満 とならないように努めなければならない。	審議会等への女性委員の登用については、女性の登用率が 4.0%以上6.0%以下となるよう積極的な推進に努めるものとする。	男女共同参画社会の実現に向け、会議全体の男女の構成比を考慮したうえで、女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の割合が委員総数の 4割以上となるように努める。
その他特記事項				審議会等の委員の再任に当たっては、 当該委員の適性を再評価するもの とし、安易に自動継続的な再任は行わないものとする。	審議会に委員が出席しやすいように、 会議の開催時期や時間帯について配慮する
設置・廃止・統合			審議会等の設置及び廃止 審議会等の設置及び廃止については、次によるものとする。 (1) 社会情勢の変化等により、設置の必要性が低下し、或いは形骸化した審議会等は廃止するものとする。また、開催回数が著しく少ない審議会等については、随時の設置を検討する。 (2) 審議会等を設置する場合には、設置目的の類似する審議会等の設置を防ぐため、十分検討の上行うものとし、また、所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、部会等を設置して運営できるものは、既設の審議会等を活用する。		

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	長野市（長野）	富士市（静岡）	我孫子市（千葉）	茨木市（大阪）
	瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱	審議会等の設置及び運営等に関する指針	審議会等の設置及び運営に関する指針	審議会等の見直し方針	審議会等委員の選任基準等に関する指針
委員定数	別表に掲げる定数 ※各所管課毎に定めている ・15人～20人以内が多い	20人以内 を目標とする。	(3) 委員の数の制限 審議会等の委員の数は、法令で特に定める場合を除き、原則として 15人以内 とする。この場合において、所管課は、当該審議会等の設置目的に照らし、委員数を最小限にとどめるよう努力するものとする。	原則として、15人以内 とします。これを超える場合は、委員の改選時に削減します。特に現員数が委員定数より少ない場合、現員数に合わせて委員定数を削減します。また、委員定数を削減しても支障がない場合は、必要最少限まで削減します。	おおむね20人以内
委員選出区分	(1) 広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。		審議会等の委員は、幅広い層での市民参画を促進するため、各界各層から適切な人材を選任するものとする。	審議会等の設置目標及び内容を考慮し、選出区分の設定が必要不可欠なものか、改めて検討します。	
公募制度	(2) 委員の公募制度の積極的な導入を図り、1つの審議会等の委員数(以下「総委員数」という。)の 2割以上 の委員を目標とする。ただし、公募委員が公募による定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。	(2) 原則的に市民公募枠を設けて広く市民参画を呼びかける。 ①「審議会委員公募要領(案)」を参考に担当課で公募要領を作成する。 ②委員構成案項中の「市長が必要と認める者」を適用する。 ③市民公募枠は、委員の 20%以上 を目標とする。	(1) 公募の推進 政策決定過程の透明化及び市民参画の機会を拡充するため、一般の市民から選任する委員は、できるだけ公募を行う。ただし、行政処分、不服審査、身分に関する処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議を行う審議会等で委員の公募が適当でないと認められる場合は、この限りでない。 (2) 公募する委員の数 公募の際は、委員定数の20パーセント以上を公募する委員の数とする。 (3) 応募資格及び選考方法等 公募の際の応募資格及び選考方法その他必要な事項は、「富士市審議会等の委員の公募に関する要領に」定めることによる。		第7 審議会等の委員の選任については、公募による委員を積極的に選任し、市民が市政へ参画する機会の拡大に努めるものとする。 2 審議会等の委員の公募については、茨木市審議会等委員の公募実施要領(平成13年4月1日実施)の定めるところによる。 ・広く民意を行政に反映させるため、審議会等委員の選任に際しては、積極的に公募制をとり入れ、市民委員を選任することとします。「茨木市審議会等委員の公募実施要領」では、公募制の対象となるのは、審議会等のうち「委員の構成として、市民又は市民代表と定める規定を有するもの」としています。
兼職制限	公募枠応募資格のみで制限	(3) 審議会等の委員の兼職は避け、やむを得ず兼職させる場合は、 必要最小限 とする。	(5) 複数の審議会等に同一人物を選任する場合の制限 審議会等の委員に選任しようとする者が、既に他の審議会等の委員に委嘱されている場合は、原則として1人が5を超える委員を兼ねることのないよう配慮しなければならない。		第5 審議会等の委員の兼職については、1人 3機関まで とする。ただし、専門的知識を有することによって選任されている委員など特別の理由がある場合は、この限りでない。
任期・再任	・通常 1年～2年 ・計画策定・報告・審議終了までのものあり ・再任の制限なし	(4) 任期は、 一期2年 を目標に 最長三期又は6年 までとする。	(6) 委員の任期 審議会等の委員の任期は、 2年を基本 とする。この場合において、任期途中で委員が代わったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (7) 再任の制限 委員を再任する場合は、 連続して5任期 を越えることのないものとする。ただし、当該委員が専門的な知識、経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。		第4 審議会等の委員の在任期間は、選任(再任)時において 一の審議会等について10年以内 とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 (2) 専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合
年齢制限等	無し	(5) 若年層その他幅広い年齢層 からの参画を得よう選任する。 (6) 就任時に75歳を超えない範囲で選任 する。ただし、特殊事情(審しい専門性及び高齢者問題等)のある場合は、この限りではない。	(2) 委員の年齢構成及び若い世代の参画 委員の年齢構成は、特定の年代に偏らないようにするとともに、若い世代の参画を積極的に推進するものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は、この限りでない。		第3 審議会等の委員の年齢については、 選任時において70歳未満、再任時において75歳未満 とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 (2) 専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 (3) 委員を公募により選任する場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合
市職員の制限	公募枠応募資格のみで制限	(10) 市職員(非常勤職員含む)の任命は、法律及び条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合を除き行わない。	(9) 市職員の取扱い 市職員は、法令で定める場合又は審議会等の性質に照らし、その専門的知識が必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。	運営が行政主導とならないよう、原則として 職員を委員に選任しない ものとします。	第6 市の職員は、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合以外は、審議会等の委員に選任しない ものとする。 ・審議会等の第三者機関としての位置づけを踏まえ、審議会等の委員は市民や民間の学識経験者 ・審議会等の第三者機関としての位置づけを踏まえ、審議会等の委員は市民や民間の学識経験者等を選任することを基本としてください。 ・法令や条例に基づいて設置される審議会等の中で、その条文中に市の職員を委員とする旨が定められている場合又は審議会等の性質に照らし、必要と認める場合は例外とします。

審議会等の委員選任に関する項目別調査一覧

自治体	瑞穂市	長野市（長野）	富士市（静岡）	我孫子市（千葉）	茨木市（大阪）
市議会議員からの選出制限	公募枠応募資格のみで制限	(7) <u>市議会議員の選任は、法律及び条例に定めがある場合を除き行わない。</u>			
団体推薦等	無し	(9) <u>関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ代表者等に特定せず広く構成員の中から推薦を受ける。</u>			
女性委員の登用	(3) 女性委員の積極的な登用を推進し、総委員数の概ね 3割以上となるよう努める ものとする。	(1) 女性の参画を積極的に進める。「長野市男女共同参画基本計画」に基づき委員の 4.0%を目標とする。	(4) 女性の登用 委員を登用する際は、富士市男女共同参画プランに掲げられている審議会等委員への女性の積極的登用の推進に十分配慮すると共に、将来的には男女の比率は、30%を下らないよう努めるものとする。		第8 審議会等の女性委員の選任については、審議会等への女性委員の登用指針（平成5年7月1日実施）の定めるところによる。 ・市政への女性の参画を促進するため、「茨木市審議会等への女性委員の登用指針」では、審議会等委員の女性委員比率を50%に近づけることを目標とし、平成28年度末までには各審議会等の女性委員比率を35%以上とすることを定めています。また、同指針は、審議会等を新たに設置する際には、 女性委員比率を4.0%以上としなければならない としています。 ・審議会等へ女性が参画しやすい環境を整えるため、各庶務担当部（課）は、子育て支援課の出前型一時保育事業を積極的に活用するものとします。
その他特記事項				新たな審議会等は、原則として設置しない こととします。 なお、新たな審議の検討事項が生じた場合は、次によることとします。 (1) 既存の審議会等の活用 既存の審議会等の所掌事項を拡大し、新たな審議・検討事項をそれらに含め審議します。 (2) 代替手法の活用 アンケートによる意向調査、パブリックコメント・広報・ホームページによる意見募集、市民・学識経験者・関係団体からの意見聴取等を可能な限り活用します。	
設置・廃止・統合		既存の審議会等については、その役割や必要性を十分検討し、次に該当するものは、 廃止又は統合の見直しを検討する。 (1) 目的が達成されたもの (2) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの (3) 活動が不活発なもの (4) 他の手段等で代替が可能なもの (5) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの (6) その他効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの	(1) 事務の所管 ・審議会等に係る市民公募、会議の周知その他の事務は、当該審議会を所管する課において行う。 ・審議会等に係る全庁的な情報の取りまとめは、総務部行政経営課が行う。 ・行政経営課は、審議会等の設置状況、委員の構成、兼職及び任期の更新の状況等について、情報を整理し、必要な部署に提供を行うものとする。	設置目的及び所掌事項が他の審議会と類似または重複しているものや、関連または上位に位置付けられる審議会があるものは、 審議会の所掌事項を広範囲のものとし、それらまでできる限り整理・統合 します。	